

## 名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針（解説編）

平成20年1月

**第1 趣旨**

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性がある。市においては、多くの施設で薬剤が使用されており、適正使用の徹底が望まれているところである。

そこで、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本指針を定める。

**○人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性**

農薬・殺虫剤等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」（いわゆるPRTR法）で指定されている物質や、毒性が高いとして毒物や劇物に指定されている物質が含まれているものもある。

実際に、本市の施設で行っている薬剤散布等に対し、健康に影響を与えるおそれがあるとして市民から要望等が寄せられている。

特に、化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い方や、行動パターンが大人とは異なる子どもなどに対しては、化学物質による影響が大きく出る可能性がある。

**○適正使用の徹底**

ある薬剤を使うとき、人の健康へ及ぼす影響の程度は、薬剤の使用量ではなく、薬剤を体に取り込む量で決まる。そのため、この基本指針は、一律に薬剤の使用の禁止を求めるものではない。まず、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施し、やむを得ず薬剤を使用する場合にも、飛散しないような配慮、また、飛散したとしても、そこに近づかせないなど、人の健康へのリスクを避けるための配慮を求めるものである。

**第2 対象範囲****1 施設等**

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物
- (3) 市が事業者となる一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

**○建物及び土地**

全ての市の建物（市立大学を含む。）及び空き地、路傍等の土地のことをいう。

**○樹木及び草花等の植物**

建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物のことをいう。

## ○一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

市バス及び市営地下鉄の車輛のことをいう。

## 2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 消毒剤

## ○農薬

農業用の薬剤で、農林水産省の登録を受けたものをいい、ここでは次のとおり分類する。

種類	説明
殺虫剤	農作物などに害を及ぼす害虫を防除する薬剤
殺菌剤	農作物などに害を及ぼす病気を防除する薬剤
除草剤	雑草を防除する薬剤
植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり抑制する薬剤
展着剤	他の農薬と混合して使い、その農薬の付着性を高める薬剤

## ○殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤のことをいう。

衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。また、不快害虫とは、刺咬、不潔感等人に不快感を与える虫等の総称であり、シロアリ、キクイムシ等の木材害虫、昆虫以外のムカデ等の小動物も含まれるものとする。

なお、農薬の分類の中にも殺虫剤があるが、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするのが農薬の殺虫剤、衛生害虫や不快害虫を対象とするのがここでいう殺虫剤である。

## ○殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤（医薬品・医薬部外品）のことをいう。

## ○消毒剤

衛生環境を損なう細菌等を消毒する薬剤のことをいう。この基本指針では、建物や車輛の床、壁、手すり等構造物の消毒を対象としており、器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

### 第3 基本指針

#### 1 農薬、殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

病害虫等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

#### ○病害虫等

病害虫（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）及びネズミのことをいう。

#### ○生息状況に関らず、一律に薬剤を使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用してしまったり、生息状況調査等を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用してしまうことをいう。

#### ○原則として

貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設等については、例外として、必要に応じ、病虫害の発生を未然に防止するため、薬剤を使用できるものとする。

また、食品を取り扱う区域、排水槽、阻集器及び廃棄物の保管整備の周辺等特に衛生害虫、ネズミが発生しやすい箇所並びにシロアリによる被害のおそれがある箇所についても、例外として必要に応じ発生を防止するため薬剤を使用できるものとする。

#### (1) 発生予防

日頃から、病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### ○病害虫等が発生しにくい環境づくり

〈樹木等での例〉

- ・栽培前に、病害虫に強い樹木等を検討する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

〈建物での例〉

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。

#### (2) 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、病害虫等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

#### ○病害虫等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しうる病害虫の種類や過去の病害虫等の生息状況をもとに、事前に病害虫等の生

息状況や被害の状況を調査する。又は、住民からの通報に基づき状況を把握する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

### (3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

## ○薬剤を使用しない防除方法

〈樹木等での例〉

捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、こも巻き、雑草の抜き取りや刈り取り

〈建物での例〉

捕殺、わなや忌避装置の使用

### (4) 薬剤の使用法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 使用する薬剤量を必要最小限に留めること。

オ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

## ○やむを得ず薬剤を使用する場合

薬剤を使用するかの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

## ○誘殺、塗布等散布以外の方法

ここでは、散布を、噴霧、薫煙などにより薬剤を撒くこととする。散布は薬剤が飛散しやすいため、以下のような方法をとることが望ましい。

〈樹木での例〉

誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入や粒剤の施用\*

※施用量や施用方法に注意すること。

〈建物での例〉

誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

### ○使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬

農薬には、ラベルや梱包容器等に適用作物、適用病害虫等が記載されているので確認をする。登録農薬には、「農林水産省登録番号第〇〇〇号」と表示されている。

### ○医薬品又は医薬部外品

殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤の購入時には、医薬品又は医薬部外品であるか確認する。

### ○必要最小限

ラベル等に記載の希釈倍率等を守るのは当然であるが、被害箇所の的確な把握により最小範囲の使用にとどめるものとする。

### ○農薬を混合して使用する場合

これまでに知見のない農薬の組合せの混用はしない。特に有機リン系農薬同士の混用は厳に控える。

### ○誤食・接触防止

子ども、ペット等による誤食・接触を防止するために、手の届かないところに置く、食品などと区別できるような容器に入れるなどの対策を行う。

#### (5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 曜日・時間帯等に配慮すること。

### ○必要に応じて

塗布などの薬剤が飛散しにくい方法であっても、薬剤を処置した箇所に触れることによって、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

### ○作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知

- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
- ・人が立ち入る可能性がある場合は、たて看板などを利用して周知する。
- ・街路樹や公園に散布する場合は、周辺住民にちらしなどで周知する。

### ○飛散防止

〈樹木等での例〉

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意をする。

- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。

〈建物での例〉

- ・散布中は、ノズルの向きなどに注意をする。
- ・食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

#### ○曜日・時間帯等に配慮

休館日に実施したり、通勤・通学時間帯やその直前は行わないなど、人が散布場所にできるだけ近寄らない曜日や時間帯に実施する。

#### (6) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

#### ○生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存

病虫害等の発生状況、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項（名称、希釈倍率、使用量等）、作業場所、作業方法等を記録し、一定期間保存しておくこと。

#### (7) 子どもへの配慮

上記のほか、子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

- ア 保護者や関係施設等に向けての周知を図ること。
- イ 長期休暇中など実施時期に配慮すること。
- ウ 必要に応じて、子どもが近づかない措置をとること。

#### ○子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

子どもは、樹木などに接触してそのまま手を口に運ぶことがあるなど、大人とは行動パターンが異なる。そのため、子どもが多く利用する施設などでは、特に配慮が必要である。

#### ○保護者や関係施設等に向けての周知

通学路やその近くでの薬剤散布については、当該学校や子どもの保護者に向けた周知を図る。

#### ○長期休暇中など実施時期に配慮

長期休暇中（夏休み中等）など、子どもが散布場所にできるだけ近づかない時期に実施するよう努める。

### ○子どもが近づかない措置

必要に応じ、散布の実施中及び実施後は、看板やバリケード、ロープ等を利用するなどして、子どもにもわかりやすく知らせ、子どもが近づかないようにする。

#### (8) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

### ○必要事項を仕様書に記載

本市の病虫害防除の多くは、業務委託されている。防除業者に基本指針の内容を十分に周知するために、必要事項を仕様書に記載したり、特記仕様書を作成することとする。

### ○業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

なお、業者委託する場合にも、施設管理者が、作業の実施状況について十分に把握し、市民などからの問い合わせに対応できる体制を整えておくこととする。また、施設管理者は、業者より必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、環境整備などを日常的に実施する。

#### (9) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

### ○シロアリの防除

シロアリの防除にあたっては、薬剤に代わる効果的な方法がないことなどから、一部の規定を適用しないものとする。

## 2 消毒剤の適正使用

前項（(4)ア、ウ、エ及びカ並びに(5)から(8)に限る。）の規定を準用する。

### ○消毒剤を使用する場合

消毒剤の使用にあたっては、生息状況調査が不可能であるなど、農薬、殺虫剤等による病虫害防除とは方針が異なる。しかし、消毒剤の散布等によっても健康影響が懸念されることから、前項の規定のうち該当するものについて、準用するものとする。

## 3 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを策定するものとする。

### ○マニュアルを策定

生息状況調査の方法、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例などの具体的内容について、別途マニュアルを策定する。

## 4 研修等の実施

薬剤の適正使用を徹底するために、研修等を実施するものとする。

### ○研修等

施設管理者や防除作業者等を対象に、この基本指針やマニュアルの内容を周知徹底するための研修等を行う。

## 第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

### ○緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際の拡大防止、災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合及び人への健康被害が広がる恐れのある場合など、緊急性がある場合は、この指針は適用しない。しかし、緊急の場合にも使用方法等を遵守し、使用量を必要最小限とするなどの措置が必要である。